

城西国際大学動物実験管理委員会に係る規程

〔 決 定 日：平成 30 年 2 月 27 日
決定機関：学校法人城西大学理事会
（平成 30 年度（国）規程第 17 号） 〕

（目的）

第 1 条 本規程は、城西国際大学（以下「本学」という。）における動物実験管理委員会（以下「本委員会」という。）の組織及び運営に必要な諸事項を定めることを目的とする。

（構成）

第 2 条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 委員
- (4) その他、委員長が必要と認めた者

2 学長は、本委員会の委員長を指名する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員は、次の各号に該当する者とし、本学の教授、准教授、助教、助手に掲げる委員で組織する。また、必要に応じて、学内外の有識者や動物飼育の専門家等を招聘することができる。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者
- (4) 委員長が必要と認めた者

（委員会の役割）

第 3 条 本委員会は、次の各号に掲げる事項を審議または調査し、これを学長に報告または助言する。

- (1) 動物実験計画の実施状況及び結果に係る事項
- (2) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に係る事項
- (3) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容または体制に係る事項
- (4) 自己点検・評価に係る事項
- (5) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項

2 本委員会は、その責務を遂行するため必要があると認めるときは、動物実験責任者及び動物実験実施者等に資料の提出を求めることができる。

（委員長等）

第 4 条 委員長は、本委員会を代表し、その職務を統括する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 委員長は、委員の3分の1以上から審議事項を示して要請のあったときは、本委員会を開催するものとする。
- 5 本委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 6 本委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 本委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を認め、その意見を求めることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事録等の保管)

第6条 本委員会は、議事録等を作成し、委員長がこれを保管する。

- 2 本委員会の議事録は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 本委員会の開催日時及び場所
- (2) 本委員会に参加した委員の氏名
- (3) 本委員会での審議内容及び審議の結果等

(事務)

第7条 本委員会に係る事務は、学長室事務室が行う。

(細則)

第8条 本規程に定めるもののほか、本委員会の運営に必要な事項については、委員長が別に定めることができる。

附 則(平成30年度(国)規程第17号)

本規程は、平成31年4月1日から施行する。